

ハローワーク ながおか雇用情報

令和7年1月内容

今月の求人倍率

有効求人倍率(パートを含む全数)

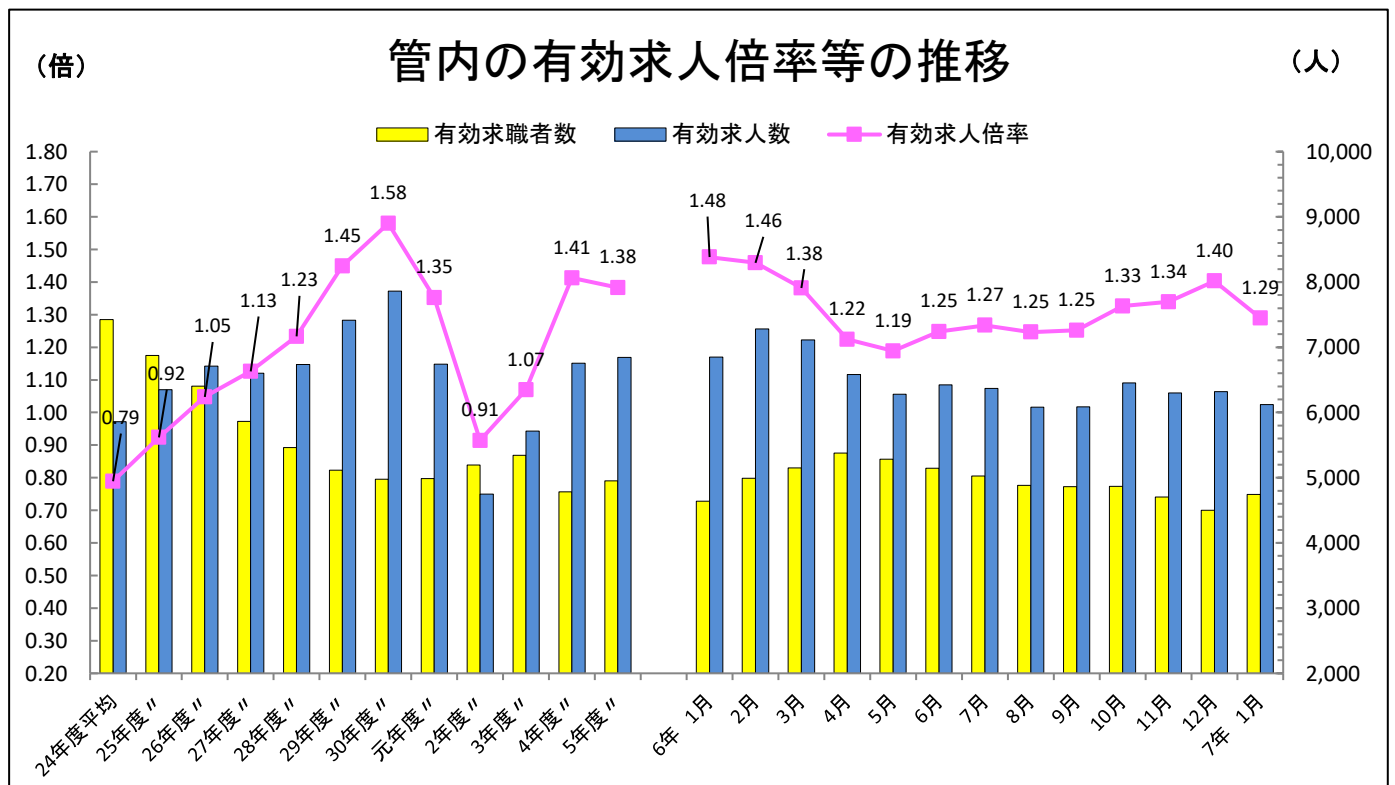
1.29 ↓

【前年同月より0.19ポイント下降】

新規求人倍率(パートを含む全数)

1.70 ↓

【前年同月より0.48ポイント下降】



(注) 有効求人倍率(折れ線グラフ)は左目盛。有効求人数及び有効求職者数(棒グラフ)は右目盛。

ハローワーク長岡のホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/list/nagaoka>

目 次

令和7年1月内容

一般職業紹介状況	… 1
パート職業紹介状況	… 1
新規常用求職者の態様別状況	… 2
産業別新規求人状況	… 2
雇用保険取扱状況	… 2
雇用形態別求人充足状況	… 3
安定所別有効求人倍率（実数）	… 3
求人・求職バランスシート	… 4
求人募集賃金・求職者希望賃金情報	… 5
中途採用者採用時賃金情報	… 6
新規学卒者の初任給情報（確定版）	… 7

◎一般職業紹介状況（パートを含む全数）

求人状況…新規求人数は前年同月比16.0%減少、8か月連続して前年同月比で減少。

有効求人数は前年同月比10.7%減少、11か月連続して前年同月比で減少。

求職状況…新規求職者数は前年同月比7.8%増加、3か月ぶりに前年同月比で増加。

有効求職者数は前年同月比2.3%増加、5か月ぶりに前年同月比で増加。

有効求人倍率の状況…1.29倍で前年同月(1.48倍)より0.19ポイント下降。

区 分		本 月 (7年1月)	前年同月	前年同月比 (%)	本年度 累 計	前年同期 累 計	前年同期比 (%)
求 人	新 規 求 人 数	2,275	2,708	▲ 16.0	22,168	24,263	▲ 8.6
	月 間 有 効 求 人 数	6,119	6,849	▲ 10.7	63,020	67,771	▲ 7.0
求 職	新 規 求 職 者 数	1,339	1,242	7.8	11,345	11,566	▲ 1.9
	月 間 有 効 求 職 者 数	4,745	4,638	2.3	49,387	49,265	0.2
就 職	就 職 件 数	289	291	▲ 0.7	3,394	3,783	▲ 10.3
	就 職 率 (%)	21.6	23.4		29.9	32.7	
有 効 求 人 倍 率		1.29	1.48	▲ 0.19	※有効求人倍率の前年度比は増減差ポイント		

◎一般職業紹介状況（パートを除く常用）

求人状況…新規求人数は前年同月比15.1%減少、4か月連続して前年同月比で減少。

有効求人数は前年同月比11.4%減少、10か月連続して前年同月比で減少。

求職状況…新規求職者数は前年同月比8.1%増加、6か月ぶりに前年同月比で増加。

有効求職者数は前年同月比2.1%増加、5か月ぶりに前年同月比で増加。

有効求人倍率の状況…1.43倍で前年同月(1.65倍)より0.22ポイント下降。

区 分		本 月 (7年1月)	前年同月	前年同月比 (%)	本年度 累 計	前年同期 累 計	前年同期比 (%)
求 人	新 規 求 人 数	1,461	1,720	▲ 15.1	15,378	16,535	▲ 7.0
	月 間 有 効 求 人 数	4,179	4,717	▲ 11.4	44,766	47,097	▲ 4.9
求 職	新 規 求 職 者 数	828	766	8.1	7,005	7,154	▲ 2.1
	月 間 有 効 求 職 者 数	2,928	2,867	2.1	29,843	30,061	▲ 0.7
就 職	就 職 件 数	165	177	▲ 6.8	1,879	2,201	▲ 14.6
	就 職 率 (%)	19.9	23.1		26.8	30.8	
有 効 求 人 倍 率		1.43	1.65	▲ 0.22	※有効求人倍率の前年度比は増減差ポイント		

◎パート職業紹介状況（常用的パート）

求人状況…新規求人数は前年同月比24.5%減少、2か月ぶりに前年同月比で減少。

有効求人数は前年同月比9.1%減少、2か月ぶりに前年同月比で減少。

求職状況…新規求職者数は前年同月比9.3%増加、3か月ぶりに前年同月比で増加。

有効求職者数は前年同月比3.8%増加、2か月連続して前年同月比で増加。

有効求人倍率の状況…0.87倍で前年同月(1.00倍)より0.13ポイント下降。

区 分		本 月 (7年1月)	前年同月	前年同月比 (%)	本年度 累 計	前年同期 累 計	前年同期比 (%)
求 人	新 規 求 人 数	624	827	▲ 24.5	5,626	6,135	▲ 8.3
	月 間 有 効 求 人 数	1,536	1,689	▲ 9.1	15,209	16,392	▲ 7.2
求 職	新 規 求 職 者 数	469	429	9.3	4,174	4,238	▲ 1.5
	月 間 有 効 求 職 者 数	1,760	1,696	3.8	19,251	18,862	2.1
就 職	就 職 件 数	78	81	▲ 3.7	1,263	1,283	▲ 1.6
	就 職 率 (%)	16.6	18.9		30.3	30.3	
有 効 求 人 倍 率		0.87	1.00	▲ 0.13	※有効求人倍率の前年度比は増減差ポイント		

◎新規常用求職者の態様別状況（パートを除く常用）

前年同月比でみると、在職者で6.4%、離職者で9.3%、無業者で11.6%、それぞれ増加した。

区 分	本 月 (7年1月)	前年同月	前年同月比 (%)	本年度 累 計	前年同期 累 計	前年同期比 (%)
在 職 者	367	345	6.4	2,960	2,931	1.0
離 職 者	413	378	9.3	3,686	3,814	▲ 3.4
定 年 到 達 者	11	8	37.5	104	117	▲ 11.1
事 業 主 都 合	86	81	6.2	844	874	▲ 3.4
自 己 都 合	306	281	8.9	2,664	2,747	▲ 3.0
自 営 ・ そ の 他	10	8	25.0	74	76	▲ 2.6
無 業 者	48	43	11.6	359	409	▲ 12.2
合 計	828	766	8.1	7,005	7,154	▲ 2.1

◎産業別新規求人状況（パートを除く常用）

前年同月比では、建設業、情報通信業でそれぞれ増加し、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業でそれぞれ減少した。

※産業は主な業種であり、内訳と計は一致しない。

区 分	本 月 (7年1月)	前年同月	前年同月比 (%)	本年度 累 計	前年同期 累 計	前年同期比 (%)
D 建 設 業	311	305	2.0	3,114	3,238	▲ 3.8
E 製 造 業	266	367	▲ 27.5	3,021	3,733	▲ 19.1
食 料 品	63	76	▲ 17.1	741	931	▲ 20.4
織 維 工 業	17	18	▲ 5.6	151	229	▲ 34.1
はん用・生産用・業務用機械器具	69	115	▲ 40.0	795	956	▲ 16.8
電子部品・デバイス・電子回路	3	23	▲ 87.0	79	154	▲ 48.7
電 気 機 械 器 具	22	13	69.2	196	245	▲ 20.0
G 情 報 通 信 業	22	8	175.0	343	388	▲ 11.6
H 運 輸 業 ・ 郵 便 業	120	127	▲ 5.5	1,055	1,029	2.5
I 卸 売 業 ・ 小 売 業	186	223	▲ 16.6	2,101	2,138	▲ 1.7
M 宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	30	80	▲ 62.5	344	421	▲ 18.3
P 医 療 ・ 福 祉	201	217	▲ 7.4	2,124	2,248	▲ 5.5
R サ ー ビ ス 業	158	192	▲ 17.7	1,650	1,518	8.7
そ の 他 の 産 業	167	201	▲ 16.9	1,626	1,822	▲ 10.8
産 業 計	1,461	1,720	▲ 15.1	15,378	16,535	▲ 7.0

◎雇用保険取扱状況(受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る)

受給資格決定件数は281件で前年同月比12.0%増加、3か月ぶりに前年同月比で増加。

受給者実人員は931人で前年同月比5.0%減少、6か月連続して前年同月比で減少。

区 分	本 月 (7年1月)	前年同月	前年同月比 (%)	本年度 累 計	前年同期 累 計	前年同期比 (%)
受給資格決定件数(基本手当)	281	251	12.0	2,754	2,945	▲ 6.5
受 給 者 実 人 員	931	980	▲ 5.0	10,273	10,503	▲ 2.2
月 末 適 用 事 業 所 数	5,533	5,594	▲ 1.1			
月 末 被 保 険 者 数	104,213	105,843	▲ 1.5			

◎雇用形態別求人充足状況（パートを含む常用）

ハローワーク長岡（本所＋小千谷出張所）

	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月
新規求人数計	2,547	2,426	2,127	2,209	2,190	2,155	2,115	1,918	2,072	2,459	1,802	1,999	2,085
正社員	1,452	1,381	1,355	1,357	1,341	1,378	1,334	1,247	1,336	1,561	1,214	1,258	1,225
正社員以外	267	214	174	227	223	241	232	185	170	259	164	152	231
派遣	1	14	1	2	10	5	3	15	5	12	8	4	10
パート	827	817	597	623	616	531	546	471	561	627	416	585	619
充足数計	252	352	546	407	329	323	318	256	295	312	276	258	221
正社員	145	159	201	204	156	142	161	130	145	148	126	129	114
正社員以外	29	33	45	33	40	39	29	25	32	36	29	32	22
派遣	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0
パート	78	160	299	170	131	142	128	100	118	128	121	97	85
充足率計	9.9%	14.5%	25.7%	18.4%	15.0%	15.0%	15.0%	13.3%	14.2%	12.7%	15.3%	12.9%	10.6%
正社員	10.0%	11.5%	14.8%	15.0%	11.6%	10.3%	12.1%	10.4%	10.9%	9.5%	10.4%	10.3%	9.3%
正社員以外	10.9%	15.4%	25.9%	14.5%	17.9%	16.2%	12.5%	13.5%	18.8%	13.9%	17.7%	21.1%	9.5%
派遣	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パート	9.4%	19.6%	50.1%	27.3%	21.3%	26.7%	23.4%	21.2%	21.0%	20.4%	29.1%	16.6%	13.7%

◎安定所別有効求人倍率（原数値）

パートを含む全数					常 用				
月 地区・ 安定所		令和6年 11月	12月	令和7年 1月	月 地区・ 安定所		令和6年 11月	12月	令和7年 1月
下 越 地 区	新 潟	1.83 (1.85)	1.95 (1.93)	1.90 (1.90)	下 越 地 区	新 潟	1.92 (1.94)	2.02 (1.99)	1.97 (1.94)
	新発田	1.21 (1.19)	1.14 (1.19)	1.30 (1.18)		新発田	1.44 (1.34)	1.45 (1.44)	1.55 (1.43)
	新 津	1.39 (1.46)	1.34 (1.40)	1.35 (1.38)		新 津	1.75 (1.66)	1.76 (1.62)	1.73 (1.58)
	巻	1.57 (1.50)	1.56 (1.46)	1.51 (1.47)		巻	1.77 (1.66)	1.76 (1.59)	1.71 (1.61)
	佐 渡	1.16 (1.48)	1.13 (1.31)	1.09 (1.23)		佐 渡	1.18 (1.54)	1.23 (1.50)	1.20 (1.48)
	村 上	1.27 (1.25)	1.27 (1.25)	1.24 (1.19)		村 上	1.52 (1.40)	1.57 (1.52)	1.57 (1.48)
中 越 地 区	長 岡	1.34 (1.41)	1.40 (1.49)	1.29 (1.48)	中 越 地 区	長 岡	1.58 (1.56)	1.65 (1.70)	1.43 (1.65)
	三 条	1.46 (1.53)	1.46 (1.52)	1.44 (1.59)		三 条	1.68 (1.59)	1.72 (1.57)	1.67 (1.67)
	十日町	1.41 (1.19)	1.31 (1.03)	1.18 (0.97)		十日町	1.69 (1.51)	1.67 (1.40)	1.55 (1.29)
	南魚沼	2.39 (2.80)	2.30 (2.62)	2.03 (2.16)		南魚沼	2.47 (2.43)	2.59 (2.66)	2.51 (2.51)
上 越 地 区	上 越	1.43 (1.44)	1.53 (1.47)	1.51 (1.47)	上 越 地 区	上 越	1.69 (1.57)	1.82 (1.63)	1.80 (1.69)
	柏 崎	1.14 (1.26)	1.19 (1.26)	1.25 (1.26)		柏 崎	1.52 (1.54)	1.64 (1.55)	1.67 (1.58)
	糸魚川	1.91 (1.61)	2.10 (1.52)	1.95 (1.53)		糸魚川	2.25 (1.93)	2.77 (1.88)	2.41 (1.90)
新 潟 県 計		1.55 (1.58)	1.59 (1.60)	1.55 (1.57)	新 潟 県 計		1.75 (1.70)	1.82 (1.76)	1.76 (1.74)

※()内は前年同月値

(#1)

求人・求職バランスシート

令和7年1月

雇用形態・年齢 職業別		常 用						常用的パート					
		合計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55歳 以上	合計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55歳 以上
合 計	有効求人	4,179	965	1,022	908	693	591	1,536	281	290	290	290	385
	有効求職	2,928	264	705	605	673	681	1,760	61	237	287	300	875
	求人倍率	1.43	3.66	1.45	1.50	1.03	0.87	0.87	4.61	1.22	1.01	0.97	0.44
管理職	有効求人	6	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	有効求職	7	0	0	0	2	5	4	0	0	0	0	4
	求人倍率	0.86	-	-	-	0.50	0.20	0.00	-	-	-	-	0.00
専門・ 技術職	有効求人	857	190	194	181	166	126	172	32	32	32	32	44
	有効求職	346	43	110	64	60	69	145	1	28	33	19	64
	求人倍率	2.48	4.42	1.76	2.83	2.77	1.83	1.19	32.00	1.14	0.97	1.68	0.69
事務職	有効求人	381	97	98	85	57	44	264	49	50	50	50	65
	有効求職	731	61	199	179	171	121	395	9	62	81	90	153
	求人倍率	0.52	1.59	0.49	0.47	0.33	0.36	0.67	5.44	0.81	0.62	0.56	0.42
販売職	有効求人	372	101	103	81	49	38	149	28	28	28	28	37
	有効求職	128	14	23	21	34	36	64	3	9	12	9	31
	求人倍率	2.91	7.21	4.48	3.86	1.44	1.06	2.33	9.33	3.11	2.33	3.11	1.19
サービス	有効求人	536	106	120	117	106	87	464	86	88	88	88	114
	有効求職	246	19	42	56	73	56	173	10	20	26	31	86
	求人倍率	2.18	5.58	2.86	2.09	1.45	1.55	2.68	8.60	4.40	3.38	2.84	1.33
保安職	有効求人	125	18	25	24	22	36	38	5	7	7	7	12
	有効求職	25	0	2	4	8	11	4	1	1	0	0	2
	求人倍率	5.00	-	12.50	6.00	2.75	3.27	9.50	5.00	7.00	-	-	6.00
農林漁業	有効求人	20	5	5	4	3	3	8	2	1	1	1	3
	有効求職	26	3	2	5	5	11	8	0	2	1	0	5
	求人倍率	0.77	1.67	2.50	0.80	0.60	0.27	1.00	-	0.50	1.00	-	0.60
生産工程	有効求人	773	200	212	176	103	82	130	23	24	24	24	35
	有効求職	436	35	103	111	108	79	134	4	14	18	25	73
	求人倍率	1.77	5.71	2.06	1.59	0.95	1.04	0.97	5.75	1.71	1.33	0.96	0.48
輸送・ 機械運転	有効求人	370	73	82	79	71	65	53	9	10	10	10	14
	有効求職	79	1	10	16	20	32	21	0	1	1	2	17
	求人倍率	4.68	73.00	8.20	4.94	3.55	2.03	2.52	-	10.00	10.00	5.00	0.82
建設・ 採掘	有効求人	520	119	125	113	84	79	5	1	1	1	1	1
	有効求職	49	5	13	9	11	11	4	0	0	0	0	4
	求人倍率	10.61	23.80	9.62	12.56	7.64	7.18	1.25	-	-	-	-	0.25
運搬・ 清掃・ 包装等	有効求人	219	54	57	48	30	30	253	47	48	48	48	62
	有効求職	275	14	50	52	64	95	296	8	24	47	56	161
	求人倍率	0.80	3.86	1.14	0.92	0.47	0.32	0.85	5.88	2.00	1.02	0.86	0.39

(注) 新規学卒及びパートタイムを除いた常用及び常用的パートについて計上してある。

「-」は「表示できない」を表している。

(# 4)

ハローワーク長岡

(本所+小千谷所)

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

令和7年1月

(単位:円)

雇用形態・求人 求職別 職業・年齢別		常 用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者 希望賃金	求人募集賃金		求職者 希望賃金
		上限平均	下限平均	平均	上限平均	下限平均	平均
計		263,461	200,260	196,937	1,146	1,078	1,018
職 業 別	管理職	0	0	0	0	0	1,500
	専門・技術職	292,733	212,313	220,732	1,396	1,251	1,151
	事務職	238,635	194,403	182,965	1,150	1,085	999
	販売職	282,276	208,504	200,714	1,099	1,048	994
	サービス職	233,176	188,514	192,000	1,134	1,062	989
	保安職	213,247	183,061	183,333	1,058	1,016	993
	農林漁業	232,382	189,064	192,500	1,325	1,142	985
	生産工程	257,614	193,089	204,857	1,055	1,014	990
	輸送・機械運転	282,526	221,585	220,370	1,122	1,103	1,054
	建設・採掘	303,655	207,081	221,875	1,663	1,000	993
	運搬・清掃・包装等	220,596	189,846	188,696	1,074	1,036	998
計		263,461	200,260	196,937	1,145	1,077	1,018
年 齢 別	2 4 歳 以 下	264,204	200,159	192,037	1,145	1,077	1,024
	2 5 ～ 3 4 歳	264,210	200,191	194,419	1,145	1,077	1,022
	3 5 ～ 4 4 歳	264,076	200,354	204,000	1,146	1,077	1,003
	4 5 ～ 5 4 歳	265,002	201,279	199,937	1,146	1,077	1,000
	5 5 歳 以 上	257,979	199,147	191,637	1,146	1,078	1,025

(注) 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(基本給+定期的に支払われる手当(時間外手当を含まず))の平均値である。

「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした者の希望賃金の平均値である。

賃金欄の「0」は対象者がいないことを表している。

中途採用者採用時賃金情報

令和6年10月～12月

(月額、単位:千円)

職業・規模・産業別		年齢別										
		合計	～19歳	20歳～	25歳～	30歳～	35歳～	40歳～	45歳～	50歳～	55歳～	60歳～
計		227	184	202	214	240	233	252	240	229	231	208
職業別	専門・技術職	263	208	223	266	282	259	306	254	252	222	292
	事務職	218	172	190	205	245	198	232	227	236	257	358
	販売職	193	165	188	187	204	196	231	213	187	168	154
	サービス職	224	191	200	208	196	261	279	222	227	247	176
	保安職	190	0	185	172	0	0	0	0	259	168	165
	運輸職	226	189	212	215	233	246	235	263	225	214	204
	技能工、製造職	226	204	206	214	226	231	227	253	236	254	218
	規模別	29人以下	230	191	201	207	231	241	242	250	231	251
30～99人		235	193	210	221	244	236	262	248	254	238	196
100～499人		228	166	207	223	221	226	259	243	239	257	250
500人以上		206	166	179	197	277	223	244	202	193	156	142
産業別	建設業	265	218	219	227	237	279	318	309	271	294	246
	製造業	228	194	201	218	250	221	252	236	227	221	228
	情報通信業	371	0	0	293	383	602	0	200	304	0	494
	運輸業・郵便業	232	185	214	223	194	220	251	250	221	341	189
	卸売業・小売業	203	173	191	205	222	222	232	218	191	171	177
	宿泊業・飲食サービス業	220	200	210	212	227	218	229	300	229	250	111
	医療・福祉	232	200	206	224	255	219	214	229	284	213	218
	サービス業	236	193	226	190	283	199	348	290	193	187	236
	その他の産業	220	138	200	195	186	250	216	240	244	306	168

(注) 常用労働者として中途採用された者(新規学卒者含まず)の採用時の賃金の平均値である(基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等含まず)。
賃金欄の「0」は対象者がいないことを表している。

新規学卒者の初任給情報(確定版)

令和6年3月卒業者

雇用形態・求人 求職別 職業・年齢別		高 校 卒	短大・専門卒	大 学 卒
計		192	190	222
職業別	専門的・技術的職業	188	192	224
	管 理 的 職 業	* 190	* -	* -
	事 務 的 職 業	193	188	216
	販 売 の 職 業	225	198	226
	サ ー ビ ス の 職 業	186	183	208
	保 安 の 職 業	* -	* -	* -
	運 輸 ・ 通 信 の 職 業	* 191	* -	* 230
	生産工程・労務の職業	187	192	228
産業別	AB 農、林、漁	* 183	* 198	* -
	C 鉱、採石、砂利採取	218	* -	* 230
	D 建設業	197	202	223
	E 製造業	187	197	235
	F 電気・ガ・熱	* 202	* -	* 202
	G 情報通信	* -	208	237
	H 運輸、郵便	* 179	* 182	* 231
	I 卸売・小売	216	186	223
	J 金融・保険	* 183	* 178	215
	K 不動産、物品賃貸	* -	* -	* 201
	L 学術、専門・技術	* 187	* 180	* 229
	M 宿泊、飲食	191	178	* 169
	N 生活関連、娯楽	* 174	184	* 214
	O 教育、学習支援	* 188	183	* 210
	P 医療、福祉	180	188	212
	Q 複合サービス	* 172	* 188	* 197
	R サービス	* 185	198	* 199
	ST 公務・その他	* -	* -	* -
規模別	29人以下	185	190	209
	30～99人	183	189	220
	100～499人	189	189	224
	500人以上	206	194	223

(注) 常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値(百円の位を四捨五入)である。
 定期的に支払われる給与・手当を含み、賞与・時間外手当等を含まない。
 賃金欄の「*」は対象者が少ない(10人未満)ことを、「-」は対象者がいないことを表している。

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

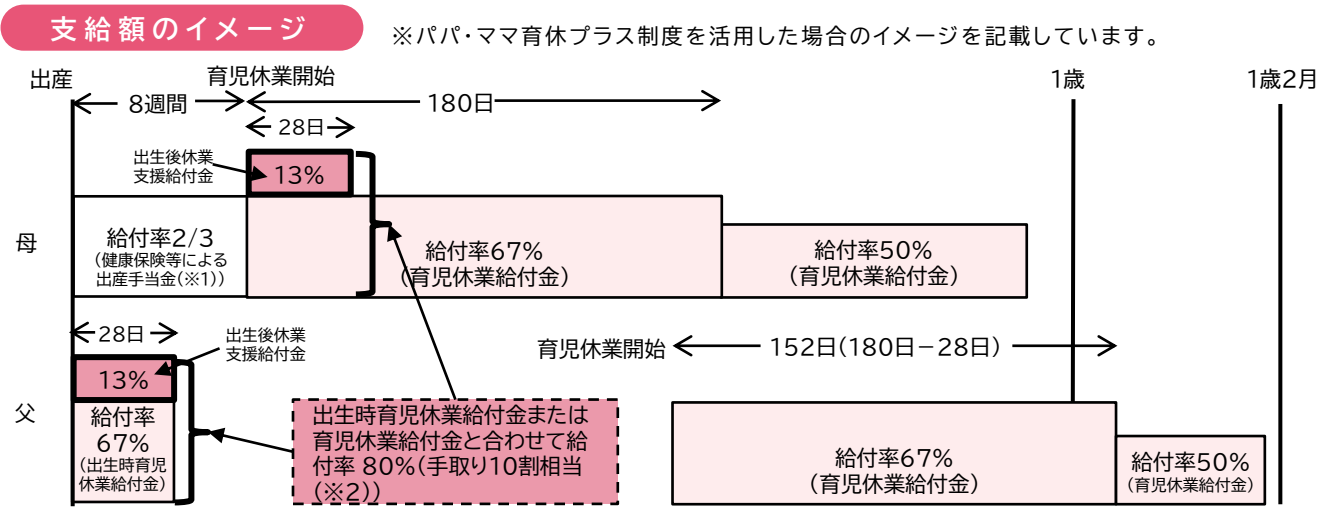
➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。



※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

4 支給申請手続

- ・ 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- ・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の Ⅰ Ⅱ Ⅲ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

Ⅰ 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅱ 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することではなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅲ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。